

## 民間実務経験者の募集について

消費者庁では、人事院規則1-24（平成10年人事院規則1-24）第2条により、民間実務経験者を消費者庁職員として採用する予定です。

※これまでの職歴及び経験を勘案して、企画官、原則として課長補佐又は係長等のいずれかのポストでの採用となります。

### 1. 職務内容

今回、募集する職員は、総務課も含めた消費者庁全般における幅広い業務を担っていただきます。詳しくは別添の「消費者庁の組織と業務」を御覧ください。

※今まで培った専門的な実務の経験等を活かして幅広い業務を担っていただく予定です。

### 2. 募集人員

若干名

### 3. 応募資格

以下のいずれかに該当する方

①弁護士資格を有し、4年以上の弁護士としての実務経験を有する者。

②大学卒業後、正規の職員としての実務経験もしくは大学等の研究機関における研究経験が通算して9年以上ある者。

※上記②については、例えば以下のような方を想定しています。

- ・国際関係業務等における実務経験を通じて公務に有用な資質等を有する方
- ・IT関連業務等における実務経験を通じて公務に有用な資質等を有する方
- ・管理栄養士としての実務経験を通じて公務に有用な資質等を有する方

③大学卒業後、消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター付与）、消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会付与）又は消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会付与）のいずれかの資格を取得したのち、国の行政機関若しくは独立行政法人又は都道府県若しくは市町村（以下「都道府県等」という。）において、通算5年以上の消費生活相談に係る事務に従事するとともに、都道府県等において消費生活相談員として勤務する間に、市町村等の行う消費生活相談等の事務に対して、助言、協力、情報提供その他の援助を行った経験を有する者。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4. 採用形態

常勤の国家公務員として採用します。

#### 5. 給与

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給します。

#### 6. 採用予定時期

平成 28 年 4 月に採用予定です。

#### 7. 勤務時間

原則として午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土・日・祝日は除く。）  
年次休暇 20 日、そのほかに病気休暇、特別休暇、介護休暇等あり。

#### 8. 勤務地

消費者庁

#### 9. 応募方法

##### (1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付、高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※「民間実務経験者」志望と必ず明記すること。

イ) 志望理由（A 4 横書き 2,000 字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A 4 横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A 4 横書き）を添付することが望ましい。

※なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

エ) 上記 3. 応募資格の③の資格にて応募する場合、この要件を満たすことを証明する書類（例：有する資格についての証明書等の写し、都道府県が発行する職務証明書等）

##### (2) 提出方法

郵送

##### (3) 提出先

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 消費者庁総務課人事係

##### (4) 提出締切り 平成 28 年 1 月 ~~22~~日（金）

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

#### 10. 選考方法

1 次選考 書類審査

## 2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を実施することとなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。

## 11. 連絡先

消費者庁総務課人事係

電話 (03) 3507-9152 (直通)